9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

10　この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限及び支援を要請することができる租税債権の最低金額について合意する。

第二十七条　源泉課税に関する手続規則

1　一方の締約国内において他方の締約国の居住者である者が取得する配当、利子、使用料その他の所得に対する租税が源泉徴収される場合には、当該一方の締約国がその法令に規定する率で租税を源泉徴収する権利は、この協定の規定によって影響されることはない。源泉徴収された租税は、この協定に基づいて軽減され、又は課されないこととなる場合には、納税者の申請により、この協定に基づいて軽減され、又は課されないこととなる限度において還付される。

2　この協定に基づく軽減又は免除の対象となる一方の締約国において源泉徴収された租税の還付のための申請は、当該一方の締約国の法令に定める期間内に提出されなければならない。

3　各締約国は、所得が生ずる一方の締約国においてこの協定に基づく租税の免除又は軽減の対象となる所得の支払については、税額を控除しないで又はこの協定の関連する条に規定する率により税額を控除して行うことができるようにするための手続を規定することができる。

4　所得が生ずる一方の締約国は、納税者に対し、他方の締約国の権限のある当局により発行される当該他方の締約国の居住者であることを証する書類の提出を求めることができる。

5　両締約国の権限のある当局は、各締約国の法令に従い、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

第二十八条　外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　議定書

この協定に附属する議定書は、この協定の不可分の一部を成す。

第三十一条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　課税年度に基づいて課される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ドイツ連邦共和国については、

(i)　源泉徴収される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii)　その他の租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各期間について課される租税

3　2の規定にかかわらず、第二十五条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定が効力を生ずる日から適用する。

4　千九百七十九年四月十七日に東京で署名された議定書及び千九百八十三年二月十七日にボンで署名された第二議定書によって修正補足された千九百六十六年四月二十二日にボンで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「旧協定」という。）は、2の規定に従ってこの協定が適用される租税につき、この協定の適用の日以後、適用しない。

5　旧協定は、旧協定が適用される財産税につき、この協定が効力を生ずる日以後、適用しない。

6　旧協定は、この協定が効力を生ずる時に終了する。

7　6の規定にかかわらず、この条の規定に従ってこの協定が適用される日前に生じた租税の事案については、旧協定の規定を引き続き適用する。

8　この協定の効力発生の時において旧協定第二十条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この協定が効力を生じた後においても、この協定が効力を生じなかったとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十二条　終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　課税年度に基づいて課される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ドイツ連邦共和国については、

(i)　源泉徴収される租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii)　その他の租税については、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各期間について課される租税

終了の通告は、一方の締約国がその通告を受領した日に他方の締約国によって行われたものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この協定に署名した。

二千十五年十二月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語の本文及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
武藤容治

ドイツ連邦共和国のために
ハンス・カール・フライヘア・フォン・ヴェアテルン